



提供年月日	平成28年8月26日
担当部署	健康増進課

産後のお母さんをサポートします！！
(草津市産後ケア事業を始めます。)

妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援（草津市版ネウボラ）として、お母さんの産後の不安や負担の軽減、育児不安を解消し、地域で安心して子育てがスタートできるよう産後ケア事業を9月から始めます。

【事業内容】

対象者：草津市に住民登録がある産後4か月未満のお母さんと赤ちゃんで、下記の全てに当てはまる人が対象です。（治療のための入院が必要な人は対象外です。）

- ・心身の不調がある、または育児不安がある人
- ・家族等から十分な家事・育児への援助が得られない人

内容：お母さんの健康面の相談や休養、授乳や育児に関する相談、助言などを行います。

サービスの種類：医療機関に宿泊して助産師のケアを受ける「宿泊サービス」
助産師が訪問（草津市内）してケアを行う「訪問サービス」

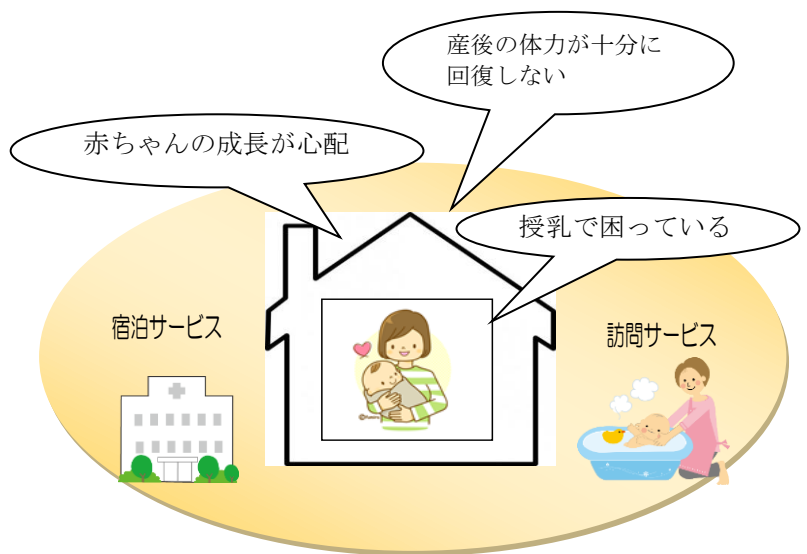
利用料：宿泊サービス 1泊2日（24時間以内）につき、9,000円
訪問サービス 1回（90分程度の訪問）につき、2,100円

詳細は添付資料参照

【草津市の産後ケア事業の特徴】

産後ケア事業として2種類（宿泊と訪問のサービス）のサービスを実施するのは、県内初の取り組みです

- ① 2種類のサービスの中からご自分や家族の状態に合わせてサービスを選択することができます。
- ② 市の保健師や助産師が訪問し、スムーズにサービスを利用してもらえようお手伝いをします。



添付資料

草津市は産後のお母さんをサポートします！（草津市産後ケア事業のご案内）